

芦屋市指定ごみ袋

デザイン募集要項

令和4年8月

芦屋市



① はじめに

芦屋市では、さらなるごみの減量・再資源化推進の取り組みの一環として、令和5年10月から「家庭系ごみの指定ごみ袋制度」を導入することとしています。市民の皆さまに分別をより意識していただき、適正な分別排出の徹底及び燃やすごみの減量を目的としています。

芦屋市は、美しい河川や山並み、海などの自然環境と豊かな文化を有する、良好で個性ある居住環境に恵まれた住宅都市です。

そこで、豊かな自然や良好な環境を守り続けるため、環境に配慮した親しみのある指定ごみ袋のデザインを広く募集します。皆さまご自身の創造力・クリエイティビティを存分に発揮し、芦屋市指定ごみ袋のデザイン制作をお願いいたします。

② 芦屋市指定ごみ袋とは

◆ 指定ごみ袋の概要

指定ごみ袋制度とは、ごみ袋の材質や大きさ、色やごみ袋に印刷するデザイン等を芦屋市が指定し、家庭系一般廃棄物のうち「燃やすごみ」と「その他燃やさないごみ」については、必ずその指定ごみ袋を使用し排出していただく制度です。芦屋市では、令和5年4月から移行開始、同10月から完全実施いたします。

◆ 指定ごみ袋の規格

- ・ 指定ごみ袋については、市民の利便性を考慮し、「燃やすごみ」・「その他燃やさないごみ」共通の指定ごみ袋の1種類とします。
- ・ 指定ごみ袋の素材については、石油由来のプラスチックを使用したごみ袋と比較し、製造・焼却時に発生するCO₂排出量を10%以上削減する効果が期待できる素材の配合を予定しています。
- ・ 指定ごみ袋のサイズ（容量）については、各家庭によってごみの排出量が異なることから、容量の異なる、45ℓ・30ℓ・10ℓ程度（小サイズ）の3サイズを作成します。



③ 募集期限

令和4年9月30日（金）〔必着〕

④ 募集内容

- ・ 「燃やすごみ」と「その他燃やさないごみ」を排出する際にご使用いただく、芦屋市指定ごみ袋のデザイン（1種類）を募集します。
- ・ 芦屋市の景観に調和するような、指定ごみ袋のデザインを作成してください。

⑤ 応募資格

芦屋市内に在住、もしくは在学・在勤している方。（1人、または1団体1点まで）

※未成年の方は、保護者の同意を得たうえで応募ください。



⑥ 規格

規格に合わないデザインは、選考から外れることがありますので、内容をよくご確認のうえご応募ください。

◆ デザインの条件等

- ・ 使用する文字の大きさ、字体は問いません。
- ・ 指定ごみ袋への印刷は片面のみとなります。
- ・ 45ℓ・30ℓ・10ℓ程度ともに同じデザインで、縮小または拡大して印刷することになります。
- ・ デザインの文字やイラスト等に使用する色は、「単色」とし、背景色（袋の色）については、白半透明となりますので、ご提出いただくデザインの下地は白色をお願いします。
- ・ 単色で使用する色については、近隣市の指定ごみ袋との混同を防ぐため、赤系、青系以外の色で作成ください。
- ・ 印刷のインクがのる面積の合計を、印刷面（45ℓの袋で、縦74cm×横59cm程度）の約30%以下に納めてください。

◆ デザインについて

下記2パターンのうち、どちらのデザイン方法で応募いただいても結構です。

ただし、両パターンでの応募はできませんのでどちらかお選びください。

※ご提出の際は、応募用紙にどちらのパターンでの応募が記載してください。

〈 パターン1 〉：注意書き等も含めた、袋全体をデザインするパターン

以下の①～④の項目は、デザインの一部に必ず表示してください。

- ① 「芦屋市指定ごみ袋」の表示
- ② 「【承認番号 号】」の表示：袋の製造事業者を識別するために表示します。
- ③ 「家庭用」の表示
- ④ 注意書きの表示（変更になる可能性があります。）
 - ・ 「燃やすごみとその他燃やさないごみを一緒に入れないでください。」
 - ・ 「この袋では、商店・事業所などのごみは出せません。」


〈※下記について、あらかじめご了承ください〉

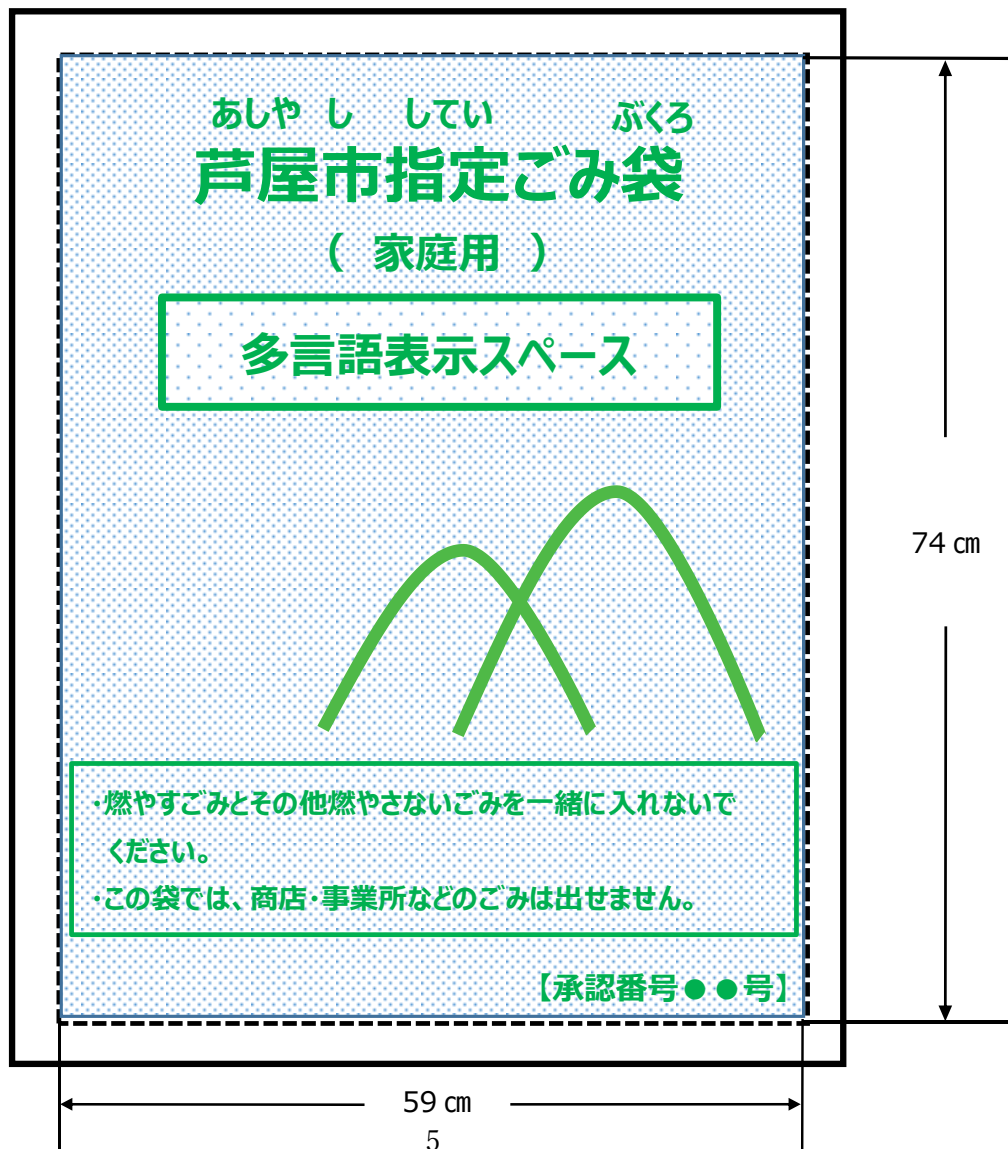
③「家庭用」の表示 については、日本語の他に英語、中国語など多言語表示することを検討しています。また、④注意書きの表示 についても最終の表示内容を検討しています。したがって、これらの項目については、採用作品の決定後、表示内容や表示の位置、サイズなどが変更になる可能性があることをご了承ください。個別に相談させていただきます。

パターン1のデザイン例

(表示内容の配置場所は指定ではありませんので、あくまでイメージとして参照ください。)

※周囲3cmは、印刷の技術上の制約から、デザイン範囲より除外します。したがって、実際にデザインしていただくのは、45ℓごみ袋の場合、縦74cm×横59cmの範囲となります。

下記デザイン例の、の部分をごデザインしてください。(寸法は45ℓサイズの場合)




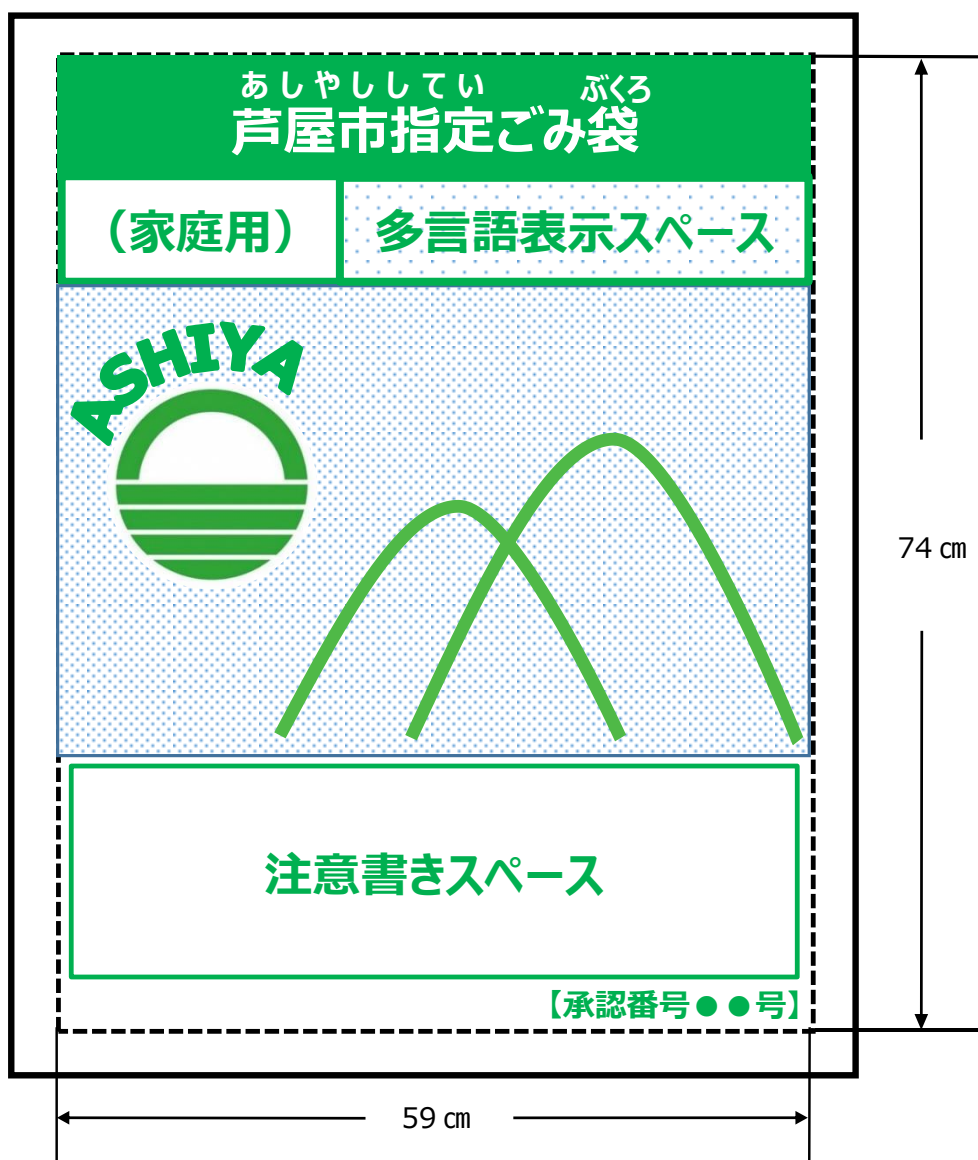
〈 パターン2 〉 : 注意書き等以外の部分（絵のみ）をデザインするパターン

注意書き等の文字については、芦屋市でデザインいたしますので、絵の部分のみデザインしてください。
なお、採用作品の決定後、文字と絵の表示位置やサイズなど個別に相談させていただきます。

パターン2のデザイン例

（表示内容の配置場所は指定ではありませんので、あくまでイメージとして参照ください。）

下記デザイン例の、の部分（絵のみ）をデザインしてください。
（寸法は45ℓサイズの場合）



⑦ 応募方法

- ・ 応募作品は、「未発表」かつ「オリジナル」のデザインに限ります。
- ・ デザインは手書き、またはパソコン等で作成してください。
- ・ 応募用紙は芦屋市ホームページからダウンロードできます。また、芦屋市環境処理センターの環境施設課でも配布しています。
- ・ デザインは指定の応募用紙を使用しなくても構いません。
- ・ デザインは、応募用紙の裏面または、市販の A4 サイズの普通紙（白色）、四つ切サイズの画用紙（白色）に作成してください。

パターン1のデザイン方法の場合は、用紙は縦向きで、45ℓ入り（縦80cm×横65cm程度）の袋の完成イメージを描いてください。（A4縦サイズにおさまるように縮小して表示してください。）

パターン2のデザイン方法の場合は、用紙は横向きで、用紙いっぱいイラストを描いてください。

- ・ 応募の際は、以下の内容を明記してください。
 - ① 氏名（団体の場合は団体名と代表者名、高校生以下の方は保護者氏名も記載）
 - ② 生年月日
 - ③ 住所
 - ④ 芦屋市内在住以外の方は、勤務先名と勤務先住所、または学校名も記載してください。
 - ⑤ 電話番号（高校生以下の方は保護者の連絡先）
 - ⑥ デザインのパターン（パターン1またはパターン2のどちらでの応募であるか）
 - ⑦ デザインに込めた思い（100字程度）
- ・ 提出は持参、郵送または電子メールで受け付けます。

・【持参、郵送】

〒659-0032 芦屋市浜風町 31 番 1 号

芦屋市環境施設課 指定ごみ袋デザイン募集担当 宛

【電子メール】

件名は「指定ごみ袋デザイン応募 ●●●●」としてください。

（●●●●は氏名を記入）

データは PDF、または JPEG 様式とします。

kankyousyori@city.ashiya.lg.jp



⑧ 審査

選考を経て、10月中に採用作品（1作品）を決定する予定です。

◆ 選考のポイント

① 市民の分かりやすさ

指定ごみ袋制度は、「燃やすごみ」・「その他燃やさないごみ」共通のごみ袋を指定することにより、市民の皆様は、中身が見えることでごみの排出方法や分別をより意識していただき、ごみを減量し環境を守るために導入するものです。したがって、指定ごみ袋のデザインは、市民にとって分かりやすいデザインにする必要があります。

② 景観との調和

ごみは生活するうえで必ずでるものであり、ごみ袋は街中にごみ出されるものです。本市は景観を非常に大切にしており、芦屋市の景観にあったデザインになっているか、街に彩をそえるようなデザインになっているかを考慮したデザインが望ましいです。

また、市民が日々利用するごみ袋になります。市民に受け入れられることを意識したデザインにする必要があります。

③ 単色での表現

現在、ごみの排出に使用されているポリ袋には、印刷が施されていないか単色で文字が印字されているのが一般的です。複数の色を使うと指定ごみ袋で印刷コストがかさみ、結果として市民の皆様への負担が増えることとなります。また、デザインの割合が多くなるとごみ袋の中が見えるという本来の目的が見失われます。



⑨ 結果発表

◆ 結果発表について

- ・ 結果については、採用作品の作成者へのみ 10 月末頃通知いたします。
- ・ 決定したデザインは、令和 4 年 11 月 10 日（木）の市制記念日に発表する予定です。

◆ 賞金について

採用作品（1 作品）賞金 5 万円を進呈
(高校生以下は、図書カード 5 万円分)

※ 採用作品は、必要に応じて必要な修正を加えたうえ、芦屋市生活系ごみの指定袋のデザインとして採用させていただきます。

芦屋市内在学小学生特選 : 図書カード 3 千円分（最大 2 名）
芦屋市内在学小学生入選 : 図書カード千円分（若干名）

芦屋市内在学中学生特選 : 図書カード 3 千円分（最大 2 名）
芦屋市内在学中学生入選 : 図書カード千円分（若干名）



10 注意事項

応募者は、以下の各事項について承諾したうえで、作品の応募をお願いいたします。また、採用作品の決定にあたっては、別途芦屋市と著作権等に関する契約を締結していただく必要がございます。

- ・ 応募作品は応募者自らが創作したオリジナルの作品であって、既に発表されているものと同一または類似でないこと、および他の著作権や商標権、意匠権等の第三者の権利を侵害しないもの、差別的表現を含まないもの及び公序良俗に反しないものに限りします。
- ・ 著作権法その他法令の規定に違反があると芦屋市が判断した場合には、受賞後であっても受賞を取り消し、賞金の返還を求めます。
- ・ 応募に係る一切の費用は応募者負担とし、応募作品は返却いたしません。
- ・ 採用作品はデザインの趣旨を損なわない程度に、芦屋市において変更させていただく場合があります。また、芦屋市指定ごみ袋を制作する過程で、応募者と協議の上、デザインの修正・加工を行う場合があります。
- ・ 採用作品は袋のサイズによっては、注意書き等の配置場所を、芦屋市において変更させていただく場合があります。
- ・ デザインをパソコン等で作成された方には、別途編集可能なデータ形式でのファイルの提供をお願いする場合があります。
- ・ 採用作品に関する著作権（著作権法第 27 条および第 28 条に規定する権利を含みます。）その他一切の知的財産等の権利は芦屋市に帰属します。
- ・ 応募に際して得た個人情報は、芦屋市指定ごみ袋のデザイン選考の目的にのみ使用します。なお、採用作品については、作品、氏名等、必要な情報を公表させていただきます。
- ・ 応募者は作品を応募した時点で、本募集事項に同意したものとします。
- ・ 選考結果に関するお問い合わせには応じられませんので、ご了承ください。

応募に関するお問い合わせ

芦屋市 市民生活部 環境施設課

電話：0797-32-5391

(平日 9:00～12:00, 12:45～17:30)